

第5回国分寺市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画策定検討委員会 議事録

令和5年10月18日（火）
午後6時30分～午後8時
いずみプラザ 講座室

委員会次第

- 1 開会
- 2 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9回国分寺市介護保険事業計画の施策の体系（原案）について（資料1～3）
- 3 閉会

出席者等（敬称略）

委員長…… 佐藤 信人
副委員長…… 石川 聖子
委員…… 横山 雄士, 内藤 孝雄, 有馬 千佳, 荒木 一郎, 玉井 理加,
戸部 伸広
事務局…… 高齢福祉課長（澤田）, 計画・事業推進係長（佐瀬）,
計画担当係長（土井）, 介護保険係長（寒河江）,
相談支援係長（川口）, 計画・事業推進係（杉本）,
計画・事業推進係（大嶽）

1 開会

省略

2 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の施策の体系（原案）

について

佐藤 委員長… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の施策の体系（原案）について、これは計画の背骨に当たる部分なので、今日が一番大事です。これまで介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や、それ以外のことを議論してきましたが、そんなことも踏まえながら、第9期はこれでいくんだという大骨を決めていただきたいと思います。それが決まりましたら、あとは実務的に書き進めていくことができるということになります。施策の体系（原案）について、どういう意味でこの体系を作成したのか、事務局から御説明をいただきましょうか。

佐瀬 係長… 国分寺市高齢者保健福祉計画・第9期国分寺市介護保険事業計画の施策の体系（原案）について御説明いたします。

資料1の施策の体系図を御覧ください。前回の策定検討委員会でお話ししたとおり、基本目標を5つから4つに減らして、施策の方向や事業について見やすくなるよう整理したのになります。基本理念については引き続き、「個人としての尊厳が保たれ 地域・社会の支え合いによる 自立した豊かな生活を実現する」として、その下に基本目標1から4、「だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる」、「健やかに、住み慣れた地域で暮らすことができる」、「だれもが安心して暮らすことができる」、「高齢者ケア人材が育成され、地域で安定して働くことができる」を設定しています。資料にあるとおり、それぞれの基本目標に対して、二つから三つの施策の方向を設定して、それぞれの施策の方向に事業を割り振っています。

この事業の割り振りの際に整理を行ったものを、資料2にまとめてあります。第9期計画で新設、削除、名称変更を行う事業の一覧になります。上から三つについては第9期から新たに記載しようとしているもので、重層的支援体制整備事業は、第8期中から実施している事業です。高齢者等見守り協定と介護保険運営協議会の設置については、もともと実施していたものになります。今まで計画書には記載していなかった事業です。その下、一番左の列が「削除」となっているものについては、主に他課の事業など、計画に事業として位置付けることが適していないと考えられるものを第9期計画の記載から削除したいというものになります。ちなみに、実際の事業として実施しなくなるというのではなく、あくまで計画書の記載を削除するだけになります。

資料1に戻っていただいて、施策の方向3-2の事業の3番目にある「重層的支援体制整備事業」と最後の「地域ケア会議」については、今回資料に

入れてありますが、レベル感として非常に大きなもので、理念に当たるようなものになりますので、個別の事業としてぶら下げるのは適当ではないと思っていますところ。今回の施策の体系の前段のページになりますが、そこで地域ケア会議についても、重層的支援体制整備事業についても記載していますので、施策の体系の個別事業としての記載はしないと事務局としては考えています。

資料2に戻っていただいて、「削除」以下の事業については、第8期と事業名の記載を変更する事業です。もともと事業名を分けて記載していたものを統合したり、より具体的な記載に変更して分かりやすくなるようにしたいというものです。今回はこの体系図の原案、各基本目標、施策の方向等について御意見をいただければと思います。

また、体系図とは別の話になりますが、資料3のスケジュールについても併せて説明いたします。今後の流れの主要な部分として、次回、11月15日の策定検討委員会で、計画書の最終的な案をお示しします。その後、上から2段目、11月21日に市の庁議に諮って、市として計画案の意思決定をして、1段目の12月6日の議会への報告を経て、下から3段目の意見募集となります。これは12月15日から1か月間、パブリック・コメントを実施して市民から広く意見を募ることになります。その際に、下から2段目に市民説明会とありますが、全部で3回、市民説明会を開催する予定です。その後、パブリック・コメントの結果報告等を経て、2月14日、最後の策定検討委員会になりますが、こちらで最終的な計画書案を御確認いただいて、上から2段目の庁議、3月の決定付議を経て、計画が決定するといった予定です。

スケジュールの説明も挟みましたが、体系図の原案について、説明は以上となります。

佐藤 委員長… 基本目標が4個、施策の方向が10個という原案です。第8期はいくつもありましたがシンプルにまとめています。事業名は、高齢福祉課が主管の事業に特化してここに掲げて、関連するほかの事業については別掲というか、どのように表記するか検討しなくてはいけないかもしれないけれど、こういう関係する事業はありますよ、みたいなことは明示はしたほうがいいと思いますが、取りあえずここからは外すということでもいいですか。シンプルになって見やすくなったと思うんですけど、いかがですか。

基本目標1は「だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる」。ポイントは「楽しみを持って幸せに暮らす」、しかも「だれもが」ということなので、市民全体を指すということですよ。その施策の方向としては2つあって、1-1「市民同士の支え合い・助け合いの推進に向けて」、1-2「市民の社会交流・参加のための多様なきっかけづくりに向けて」。そうしたら基本目標1を達成できるんじゃないかということで、関係の事業がそれぞれ並んでいる状況です。

基本目標2は「健やかに、住み慣れた地域で暮らすことができる」ということで、住み慣れた地域でというのは良いと思いますが、健やかにということにウエイトがあると思います。施策の方向2-1「いつまでも健やかに過ごすために」ということで、事業としては介護予防とか、そういうことが入ってくる。2-2「在宅生活をできるだけ続けるために」ということで、在宅生活の限界点を引き上げるための事業が入ってきている。2-3「家族介護者、ケアに関わる人を支えるために」は、家族支援みたいなことをよくいわれるんですが、本人だけではなくて介護者も支えなくちゃいけないということです。そうじゃないと、住み慣れた地域で暮らすことができないんじゃないかということで、こういう並び方をしています。

基本目標3、これも「だれもが」と来ます。市民全員です。「安心して暮らすことができる」と。施策の方向の並びは、認知症が最初に来るのがいいのかどうかはありますが、3-1が、「認知症になっても安心して暮らし続けるために」ということで、これは主にインフォーマルサポートのような事業が並んでいます。市民の皆さんの認知症への理解が進んで、意識変容があり、行動変容があり、みんなで支えようという、そういう地域を醸成していくということだと思います。これは大事ですね。3-2は「暮らしの不安や悩みを解消するために」で、お年を召せば生活機能が衰えて、できることができなくなる。失っていくものが多いわけですから。そうすると不安とか悩みというのはおのずと出てくるので、それを何とか支えたいということです。ここは事業が結構厚く載っていますが、こういう多様な事業を展開しているということです。3-3「介護保険制度を適切に運営するために」、これは介護保険制度の持続の可能性を高めるといって、これは必要なことです。そのためには事業名にあるように、要介護認定の適正化や、ケアプラン・住宅改修・福祉用具の点検などを行う必要があるだろうということです。

基本目標4「高齢者ケア人材が育成され、地域で安定して働くことができる」、これは難題ですが、人材をどうやって安定的に確保していくかということになります。施策の方向4-1が、「地域で活躍する人を育成するために」ということで、これは担い手の養成研修をやったり、資格取得をしてもらうための支援をしたりということです。4-2が「地域の福祉、介護人材を支えるために」ということで、これはケアマネジャー支援とか、教育・研修を充実させましょうということです。それが就労支援とか事務負担軽減というようなことがあるのではないかとということです。こういう事業を幅広く実施をしていただいていると。これをグルーピング化すると、こういう施策の方向にまとめることもできるんじゃないかということです。いかがでしょうか。

横山 委員… 施策の方向3-1に「認知症になっても」とありますが、認知症にこだわる必要ってあるのかなと感じていて。様々な病気があるじゃないですか。事業はほとんどが認知症に関連するものですが、「認知症になっても」というよ

り「障害があっても」、安心して暮らし続けるためにそのフォローをする。どうしても認知症は理解されにくいところがありますが、なぜ認知症だけ特別扱いされるのかなど。認知症以外にもいろいろな病気のある方が住んでいるので、気になりました。

佐藤 委員長… 基本目標3が「だれもが安心して暮らすことができる」となっているのですが、これは高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画なので、高齢者にフォーカスしているんです。もちろん認知症以外の病気で、地域の支えを必要とするもの、手厚い支えを必要とするものがありますが、この計画に書くかということ、例えばいろいろな病気で家族の会があったりしますよね。それを書くとしたら、もっと横断的な計画のほうで書くんじゃないかと。地域づくりの一環として、難病の人とか、地域住民の支えを必要とするような障害を有する人たちへの支援ということ、例えば地域福祉計画のほうで書くというような、そういった整理がすっきりする。高齢者を中心とした計画なので、認知症となっています。

玉井 委員… 今の横山委員の御意見も非常に理解をしつつ、委員長の御説明は、私もそうだなと思っていて。前回の策定検討委員会の資料1の9ページに、委員長がおっしゃっていた横断的な計画である地域福祉計画があり、現在策定中ですがここでほぼ原案が出来上がっています。障害の計画も策定中ですがほぼ出来上がって、4障害含め、様々な施策がそこにぶら下がるようになっているので、そこは役割分担ではありませんが、市全体で見ると、必ずどこかに入っているんで、私もここは認知症でよいと思います。

佐藤 委員長… 認知症は、認知機能障害ですが、同じように認知機能に障害を及ぼす病気はいくつもあります。例えば高次脳機能障害もそうです。そういうのを書きだすと、この計画が大きくなり過ぎるということでしょう。

横山 委員… そうですね。

佐藤 委員長… それ以外、いかがでしょうか。

玉井 委員… 今回、今までの議論を整理していただいて、かなりすっきりとして、また、どのような方向に行くかということが非常に明確になったと思っています。事業名のところも、この後事務局がもっと精査していくと思いますが、今後、指標や評価のところにも関係するものなので、かなり精査されたという理解をしています。事務局から説明があったように、重層的支援体制整備事業と地域ケア会議は、やはり仕組みのような、全体を横断するものなので、どこに書くかというのは課題ではあると思いますが、市の取組の中に包含されるものと、個別に落とし込むものと様々あるので、私もここから外して、全体のところで示していただくと、直接的な成果指標は出さないと思いますが、市の取組として掲げることができるなと思います。私もそれでいいと思いました。

佐藤 委員長… 重層的支援体制整備事業については、地域福祉計画には書いてもらってい

るんでしょう。

玉井 委員… 書いてあります。

佐藤 委員長… 地域福祉計画で書くということで、重層的支援体制整備事業は、全世代型、全領域型です。横山委員がおっしゃったとおりです。介護保険事業計画で厚く書くと地域福祉計画と重複する。役割分担をしたほうが市民は分かりやすいんじゃないかということです。それから、地域ケア会議について、地域ケア会議には5つの機能がありますが、最終的には政策形成機能があるんですね。政策形成ってどういうことかということ、実態的には、この介護保険事業計画に書くということなんです。地域ケア会議では、個別のケース検討から始まって、地域課題を明らかにして、それをどうやって解決しますかという、それをやる会議なのです。そうすると、この基本目標4つ全部にかかる。そんなものだから、ここで小さく事業名として入れるようなものじゃない、もっと大きいということなので、今、玉井委員の御発言は、この二つは原案には載っていますが、削除するほうがいいんじゃないか、そうしたらすっきりするということです。それはよろしいですか。

石川副委員長… 地域ケア会議がここから削除されて、しかし、いろいろなチャンネルのつなぎとして機能するというので、よろしいかと思えます。委員長がおっしゃったように、基本目標1から4までの全てに該当することですし、基本目標4の事業の「包括的継続的ケアマネジメント支援」というところの一つのチャンネルにもなるかなと私は思っています。この体系図の書き方上、地域ケア会議をこの中に表記するというのもおそらく難しいだろうなと思っていていまして。これも第9期でということではなくて、今後事務局、市に御検討いただきたいと個人的に思うのが、こういうチャンネルのようなこと、つなぎをつくるような機能について、この体系図の中にどう落とし込むか、その見せ方のデザインみたいな、そういう工夫もあると、介護保険法に位置付けられる地域ケア会議が、この高齢福祉施策にどう影響を及ぼせるのかというのが、見て取りやすくなるのかなと思えます。これを見るのは市民ですし、それからケアマネジャー、事業所、皆さんが見ると思うので、地域ケア会議の意味や重要性を視覚的に分かりやすくしていただけるといいかなと。おそらく本文ではいろいろ説明があるかと思いますが、体系図の中で見える化されていると、地域ケア会議をやっている者としては、ありがたいと思ったということです。

佐藤 委員長… 地域ケア会議については、本文に項目立てをして、構造図、3層、2層のことですね、それを書き込むということですよ。

佐瀬 係長… 地域ケア会議については、本文の第1部第3章「目指すべき方向性」の中に、「5 国分寺市における地域包括ケアシステム」というタイトルがあって、その中に地域ケア会議を大きく記載しています。

石川副委員長… その部分について重々承知で、この体系図の中にも図で示されるといいか

なということですが、複雑になってくるので、ありがとうございます。分かりました。

もう1点よろしいですか。基本目標4の施策の方向4-2の事業名のところに「包括的継続的ケアマネジメント支援」と書いていただいています。これが、地域包括支援センターの職員はとてなじみのある表現なのですが、皆さんが分かっていただけののかな、どのように書くといいのかな、ということのを気にしております。この中身は、ケアマネジャーの個別の支援を後押しすること、個別の支援ケア会議で後押しすることもありますし、ケアマネジャー同士のつながりの中で、安心して働ける環境をつくるという、ネットワークを後押しするという仕事もあります。医療機関との連携の仕組み、例えば医師会ともしっかりと平たくやりとりできるように連絡会も頑張っているんですが、行政としてこういうところは後押しできるとか、そういういろいろなものを含むものなので。あえてこの表現という考え方もありますが、例えばケアマネジャーが仕事をしやすい仕組みづくりとか、活動しやすい仕組みづくりぐらいにやわらかい表現で書くというのはどうなのかな、なんて思っていたところですよ。いかがでしょうか。

佐藤 委員長… ここは全部事業名が並んでいる。今、おっしゃったことを採用すると、そこだけ事業名ではなく、中身を書くことになりませんが、いかがですか。

佐瀬 係長… 資料2の一番下になりますが、もともと第8期では、表の右側「ケアマネジャーへの支援」と記載していたものを、今回事業名に書き換えたものになります。ただ、おっしゃるように、市民がこれを見たときに、何のことなのかが非常に分かりづらいとは思いますが、書き方を考えてみたいと思います。委員長が先ほど、ほかの事業については市の事務事業名で書かれているのではとおっしゃっていましたが、必ずしも全てがそうになっていません。例えば、施策の方向1-1の「老人クラブの支援」も、市の事務事業名とは異なります。

佐藤 委員長… 市民にとって分かりやすいというのは一番大事だと思います。ですが、どこをどこまで翻訳するかというのは、基準があるわけではありませんが、よく考えないといけないなと思います。「包括的継続的ケアマネジメント支援」は、事業の中身としては確かにこれだと思います。「ケアマネジャー支援」とすると、むしろ小さくなる。例えば、「包括的継続的ケアマネジメント支援」と書いて、括弧書きで何か分かりやすい記載を入れる。施策の方向1-1の「サービスB」も、「(住民主体による支援)」と書いているでしょう。こういうのは「住民主体による支援(サービスB)」ぐらいのほうが、市民には分かりやすいかもしれない。サービスCも一緒です。分かりやすい、けど何でも全部そうすればいいというものでもないということだと思います。

佐瀬 係長… 名前を分かりやすくするために、意味が変わってしまうと本末転倒になってしまいます。そこは、内容が変わらないように分かりやすくできればとい

うところでは。

佐藤 委員長… ただ、今の話で気になったのは、施策の方向4-2の「包括的継続的ケアマネジメント支援」は人材に関するところだから、「ケアマネジャー支援」というのならここでは据わりがいい。ですが、幅広い機能を持ってやっている事業ということになると、人材から離れていくような気はします。

石川副委員長… 確かにそうですね。言葉を添えさせていただくと、地域ケア会議はこの「包括的継続的ケアマネジメント支援」の中にある程度入っている、重複していると私は思っているんです。どこにどう置くかというのは、本当にデリケートかもしれません。とはいえ、人材としてケアマネジャーが、ここの地域だったら自信持って働けるなというような、つながりが確保できるような後押しみたいなことがあると、確かに人材の安定支援ということになると思います。

佐藤 委員長… では、本文のほうでそのように書く、丁寧に説明するというようにして、位置的にはここに置いておくということにしましょうか。

荒木 委員… 資料1の施策の方向1-1に「シルバー人材センターの支援」とありますが、これはこれでよいと思います。それで、施策の方向2-2の「在宅生活をできるだけ続けるために」ということは、健康寿命を延ばすということ。働いて、それぞれ社会参加をして、身の回りのことは自分でできるということ。ということは、ここにもシルバー人材センターの項目が入ってきてもいいかなと思います。

今、国分寺市の60歳以上の人口は、令和5年4月1日現在で約36,000人なんです。9月末現在のシルバー人材センター入会者は667人。6月のときは700人を超えていましたが、その後、いろいろな事情でおやめになったりして、700人を切っています。我々としても今年度は、60歳以上の人口の2パーセント、730人を目標としているのですが、そのためにもシルバー人材センターのPRを今いろいろとやっているんです。在宅生活をできるだけ長く続けるためには、シルバー人材センターの活動も必要になってくるのではないかと考えております。

佐藤 委員長… 一つの事業が何か所かに出てくるということがないように、メインのところに置きましょうということですね。そうすると、荒木委員がおっしゃったように、施策の方向2-2「在宅生活をできるだけ続けるために」も関係するし、施策の方向2-1の「いつまでも健やかに過ごすために」も関係する気がします。もちろん施策の方向1-1にも関係ある。メインのところに置けばいいと思うんですね。

荒木 委員… シルバー人材センターの基本理念は「自主・自立、共働・共助」なんですね。健康寿命を延ばして、自分のことは自分でやる、それを少しでも長く、というと、私は施策の方向2-2になるのかなと思うんですが。

佐藤 委員長… シルバー人材センターで働いたら、在宅生活をできるだけ長く続けること

ができますよ、と。

荒木 委員… はい、健康寿命が延びますよ、そうすると身の回りのことも自分でできて、介護はすぐには必要となりませんよ、それが長く続きますよという考えです。

佐藤 委員長… それは一般的に、働き続ける、活動し続けるということであれば、健康寿命を長く延ばすことができますよという言い方のように、聞こえます。

荒木 委員… はい。

佐藤 委員長… そうすると、それはシルバー人材センターだけのことではないでしょう、と言われてしまったらどうしますかね。

荒木 委員… シルバー人材センターに従事している人には、基本的には配分金が支払われています。配分金が支払われると、やはり自分だけで消費するのではなくて、お孫さんや家族のために使う。そのようにして広がりもあるわけですよ。ですから、そのお金はいずれ、国分寺市内に落ちるというように波及していくのかなという感じもいたします。

佐藤 委員長… 実態的にはそのような効果があるし、そのようなことを目指して、シルバー人材センターで働く人たちが多し。しかし、シルバー人材センターの本来の理念は、施策の方向1-1のほうだとなるんでしょう。

石川副委員長… 私は、地域包括支援センターで勤めています。また、特別養護老人ホームの建物に私たちの地域包括支援センターがありますので、実はシルバー人材センターの皆さんとはいろいろな形でつながりがあり、お世話になっているという認識なんです。施設で過ごしている方の支援をシルバー人材センターの方にさせていただいたり、一人暮らしの方を身近な市民の方が支えているという場面、例えば草取りや剪定、そういった身近なところで市民が支え合っているというイメージが、私の中にはとてもあって、施策の方向1-1にフィットするなと思います。

また、健康って何だろうというのをいろいろ考えている先生方がいらして、単に健康で動けるということだけではなくて、いろいろな身近な人と良いつながりが持てているということが健康なんだと説明されている方もいると聞くと、シルバー人材センターの方がやっていることは、支え合いながら、それで健康で、動けるだけじゃなくて全体で、身近な地域で皆さん元気にいらっしゃるんだな、なんてことをすごく思います。そうすると、この施策の方向1-1で私はとてもフィットするし、その基本目標1の「だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる」というのが、得た収入でお孫さんにフィードバックできたり、身近な地域でフィードバックできたりと、全てがこの施策の方向1-1にフィットする気がします。

佐藤 委員長… 乱暴に聞こえるのかもしれませんが、極端に言うと、シルバー人材センターで働いている方が、自分のために働いているのか、社会のために働いているのか整理をするのかと、そういうことですかね。

荒木 委員… 半分半分じゃないかなと。

佐藤 委員長… 今後のことを考えると、ですよ。

荒木 委員… 最近、社会情勢が数年前と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前と変わっちゃったから、考え方が変わったという面も出てきているんですが。

佐藤 委員長… 確かに実利を得るということは大事ですよ。大事だし、おっしゃるような効果もありますが、今後のシルバー人材センターの発展のことを考えると、社会のお役に立つんです、というふうに置いておいたほうがいいような気がします。

有馬 委員… 今の荒木委員の御意見は、すごく私も分かるところです。

ここに書いてある事業の中には、たぶん、これ以外の施策の方向にも関わってくるところがあるかと思うんです。社会福祉協議会に関連する事業として、介護支援ボランティアやひとり暮らし高齢者等地域交流会も入れていただいています。介護支援ボランティアは、市民同士の支え合いだけではなく、介護保険施設等でのサポートという面も考えると、基本目標4のところにも入ってくるのかな。ひとり暮らし高齢者等地域交流会事業に関しても、施策の方向1-2の「市民の社会交流・参加のための多様なきっかけづくりに向けて」だけではなく、施策の方向2-1の「いつまでも健やかに過ごすために」だったり、いくつか重なってくるところはあると思いますが、皆さんおっしゃっていたように、メインの場所で書いていただいている。主としてこういったところに関わってほしいという意味合いも含めて、この分類にしているのかなと私は思っていました。この原案が、計画書の中に含まれるという理解でよいでしょうか。

佐藤 委員長… はい。

有馬 委員… 事業名に関して、事務事業名だったりとか、実際の内容だったりとかに分かれているということですが、委員長がおっしゃったようにサービスBやサービスCなどは、市民からすると分かりにくい。介護支援ボランティアもヘルパー事業でしようと言われることがたまにあります。そういったところを考えたときに、事業名の簡単な説明が別途あったほうがより分かりやすいのかなと思います。

佐藤 委員長… 事業の説明はどうなっていますか。

佐瀬 係長… 例えば、第8期の計画書の86ページ、これが第8期の施策の方向1-1にあたります。事業名があって、その事業内容の説明が書かれています。このように施策の方向ごとに事業内容を記載します。

佐藤 委員長… そのような構成になるので、単に事業名をぼんと施策の体系図で出して、それで終わりということはないです。こういう意味ですよというのを後ろにずらっと書いていく。

佐瀬 係長… 第8期の施策の体系図は、第8期の計画書の74ページにあるとおり施策の方向までの記載でした。この施策の体系図だけでは具体的にどういうことを行っているのか分かりづらいというお話があったので、今回は事業名を書

き加えています。ただし、ここでは事業名を列挙しているだけで、具体的には、そのページ以降の施策の方向ごとの説明のところ、各事業の説明が出てくるという形になる予定です。

横山 委員… 先ほど、資料1の施策の体系図の「事業名」には市の事務事業名ではないものもあるというお話でした。「事業名」と書いてあるのであれば、最初に事業名を書いて、詳しくは後ろのページを見てという話になりませんか。前回と比べてすごく見やすくなってスマートになったのに、括弧書きをするとまたボリュームが増えて、結局ごちゃごちゃとしてしまうので。

佐藤 委員長… どのように表記するかは、この委員会で決めればいいです。

横山 委員… 「事業名」と書いてあるんだったら、事業名でまとめたほうがいいのかと私は思います。

佐瀬 係長… 事業名か事業名でないかに関して、資料1に書いてある事業で、例えば一つの事業の中に市の複数の事業が含まれるものがあるなど、レベル感は事業ごとに違ってきます。ですので、本来の、市の事務事業名で書いてしまうと、やっぱり分からなくなってしまいます。

資料2に第9期で統合した事業を記載していますが、例えば、「施策の方向（第9期）」に「3-2（統合）」が三つあります。「福祉型高齢者住宅事業（シルバーピア）」、「高齢者民間賃貸住宅のあっせん」、「高齢者居住の公的保証」です。これらは、市の事務事業名では、左側に書いてある「高齢者住宅確保事業」という一つの事業にまとまっています。

また、「家族介護者交流会」は、市の事務事業名では「高齢者地域支援事業」という非常に大きな事務事業で、その中の一つです。「高齢者地域支援事業」という事務事業にはいろいろな事業が含まれているので、施策の体系図を市の事務事業名で書いてしまうと施策の方向にそぐわない内容になってしまうという事情もあります。

佐藤 委員長… 横山委員がおっしゃることも分かるので「事業名」という表記はやめて、「具体的なサービス」とか「施策名」とか、何か別の表記のほうがいいのかと思います。「事業名」と書いてあったらやっぱり事業だけ並んでいたほうがよい気がしますし。

横山 委員… 後ろに書いてあると言われれば、もうそこでいいと思います。括弧書きが多くなり過ぎると、ぐちゃぐちゃになってしまう。

佐藤 委員長… あまり括弧付けはしたくないんですが。だからそこは塩梅が難しい。そこは工夫しましょう。

内藤 委員… 大変見やすく、分かりやすく、良くなっているなと思います。民生委員の立場では、基本目標3の「だれもが安心して暮らすことができる」の施策の方向3-2「暮らしの不安や悩みを解消するために」、訪問すると不安や悩みを持っている方が多いです。そのためにいろいろな支援があるとは思いますが、実際にその人が命に係わるような災害に直面した場合に、どのようにそ

の人を支援できるか。高齢者救急通報システムなどいろいろな事業がありますが、やはり民生委員が駆け付け、避難行動を支援する。日ごろから訪問して不安を解消するには聞き取りが必要なので、高齢者の見守りサービスをもっと充実していただくようなところが第9期にはあったほうがいいなと思います。

事業も盛りだくさんで、確かに市としてもたくさん入れたいのですが、これだけ事業があるということは大変なことなんでしょう。

佐藤 委員長… 実際たくさん事業が並んでいますが、これは実際に力を入れていることでもあるんですね。内藤委員がおっしゃるように、不安や悩みを解消することは大事だということで多様な事業を展開しているということだと思えます。それから、民生委員は高齢者に限った活動ではない。

内藤 委員… そうです。

佐藤 委員長… だから施策の体系の事業に出てこない。

内藤 委員… 施策の方向3-2にある「関係団体・民生委員等との連携強化」の事業だけです。

佐藤 委員長… 連携強化ですからね。

内藤 委員… これはネットワークですかね。重層的な支援体制の中にも入っていくように思いますが。

佐藤 委員長… そうですね。すごく大事なことなんでしょうね。災害については施策の方向1-1に入れたいぐらいですね。ただし、災害は高齢者だけではないので。震度6弱ぐらいまでなら何とかいけるかもしれませんが、震度6強、7を超えてくると、民生委員が助けに行きたくても行くことができない。避難行動要支援者登録制度があっても、パソコンで管理していたら電源が落ちれば使えない。道路が陥没したり、家屋が倒壊したりするから道がふさがれて、救急車もパトカーも、民生委員もケアマネジャーも行けない。助けに行こうとしたって行けない事態になるわけで、大災害では全てのシステムがダウンする。

そのときに命が助かるためには、施策の方向1-1の市民同士の支え合い・助け合いしかないんです。隣近所が助けるということしかないんです。それは明らかなのですが、これも実は地域福祉計画のほうなんです。日ごろからの支え合い、助け合いをして、住民がある程度組織化された活動のような。お得意なのは社会福祉協議会ですが、それをやっておくことによって、いざ大災害というときには助かる命が助かるということ。これは地域福祉計画のほうで書く内容かなと思います。それは災害だって障害のある方だって病気の方だって子どもだって同じです。

以前、災害時にどのように避難行動要支援者を救出するかということで国から指示が出て、各自治体で計画をつくることになっているんです。国分寺市でもあると思います。そのときに、私は地域福祉を担当していて、民生委

員にそれぞれ担当の高齢者を決めてその人のことを助けに行くという、内閣府から国のそういう考え方を出してきたんです。私は反対しました。確かに民生委員にそういう働きがあったらいいと思いますが、まずは自分の身を守り、家族を守り、安全を確保した上で、がれきの上を踏み越えてでも何でも、民生委員は、とにかく担当になった避難行動要支援者のところにいち早く駆け付けなさい、身の危険をも顧みずといったことは受けられないと言って断りました。とにかく隣近所の支え合い、助け合いが大災害が起こったときに一番の対応策だと私は思っています。社会福祉協議会の仕事ですよ。

有馬 委員… そうですね、地域づくりは。

佐藤 委員長… 地域組織化活動。だから災害対応の計画もあると思うんですけど、地域福祉計画のほうでがちり書かれるべきことだなと思います。内藤委員は、地域福祉計画のほうは参加されていますか。

内藤 委員… 参加しています。民生委員の中でも誤解されている方がいらっしゃるんですよ。やはり使命感で。

佐藤 委員長… そういう気持ちになっちゃうと思います。ですが、そこは抑えていいんだと。まずは自分、自分の家族の身の安全を確保する。

内藤 委員… 災害時の対応は、これからも民生委員の一つのテーマであります。

佐藤 委員長… 犠牲的精神はものすごく立派ですが、そのためにけがしたり命を落としたりしたら、それは残念です。少なくとも、行政からそういうことを強制されることではないと思います。

内藤 委員… ありがとうございます。

佐藤 委員長… 今、読んでいて気になりましたが、基本目標4「高齢者ケア人材が育成され、地域で安定して働くことができる」は、日本語として何か足りないような気がします。これはケアワーカーが地域で安定して働くことができるということですか。「育成され」という言葉を取ればいいのか。

玉井 委員… ここのところは私も大変悩みました。事務局には別の案を言われたのですが、「高齢者ケア人材」というのは地域の人材を含めてということですよと思いますが、「働くこと」という言葉が出てきてしまうと、専門の人たちだけに限定されるような印象があると思ってしまっていて。施策の方向4-1は、広く地域の支え手も含めて育成し、定着していくということが大きな目的なのかなと思いますが、「働くことができる」となると限定されるような印象は確かにあります。

佐藤 委員長… そうすると「育成・定着すること」のほうが近い。

玉井 委員… 印象としてはそうかなと思います。

佐藤 委員長… 「高齢者ケア人材が育成され、定着すること」とか。今決めたほうがいいですか。後で部長と議論するよりも私たち策定検討委員会の責任で決めたほうが、荷が軽いかもしれない。

佐瀬 係長… 御意見をいただいて、最終的に事務局のほうで作成させていただければ。

佐藤 委員長… では、事務局一任でいい。

玉井 委員… 最後は委員長に確認なので、委員長に一任ということで。

佐藤 委員長… では、私一任で。引き受けました。

石川副委員長… 全体の順番と言ったらいいでしょうか。基本目標の順番、基本目標に対する施策の方向の順番は、皆さんこれでじっくりきているということでよろしいかどうかをお伺いできたらと思うんですが。

佐藤 委員長… 基本目標4は独立していて、基本目標1から3はどの順番を付けますかといった話ですよ。原案はこの順番で並んでいます、並び替えをしたほうがいいというような御意見があれば。いかがですか。

有馬 委員… 第8期と基本目標の順番が変わっていて、第9期の基本目標3は第8期の基本目標2、第9期の基本目標2が第8期の基本目標1、第9期の基本目標1が第8期の基本目標4に当たる部分だと思います。事務局側で変更したのかなと思いますが、順番を変えた目的や理由を教えてください。

佐瀬 係長… まず基本目標4については、だいぶ特殊な部分がありますので、こちらは確かに非常に重要な部分ではありますが、4番目になっています。

どれが一番大事かというお話ではありませんが、1番目を「だれもが楽しみを持って幸せに暮らすことができる」としたのは、市としてここを目指していきたいという強い意識があります。その上で、「住み慣れた地域で暮らすことができる」は、第8期の計画で基本目標1に当てはまる部分になりますので2番目にして、順番に当てはめていくとこうなったという形です。

佐藤 委員長… 有馬委員、今の説明でよろしいですか。

有馬 委員… 納得していないということではありません。第8期から順番が変わっていたので質問しました。楽しみを持って幸せに暮らすというところに今回は重点に置きたいということで1番目にしたというのは今の説明で理解しました。

佐藤 委員長… 私の勝手なストーリーです。基本目標1の楽しみのある幸せな暮らしというのは、介護保険法第1条でいう自立した日常生活のことですね。自立した日常生活の実現、これを支援することを自立支援と言ってみんな頑張っているわけですが、自立した日常生活は何かというと、分かりやすく言えば、楽しみのある幸せな暮らしをするということなんですよ。自立した日常生活というのが悲しかったり、つらかったり、苦しかったりするものではないでしょう。

私たちはみんな高齢者ケアの関係者ですが、最終、目指すところは利用者の皆さん、地域住民の皆さんの自立した日常生活だと思います。それはもっと簡単に言えば、利用者の皆さん、住民の皆さん、みんなが楽しみのある幸せな暮らしができれば、それ以上良い地域社会はないじゃないかと思うわけです。最終目標だから1番目。

それはどこで営まれるのかということ、もちろん施設もありますが、基本は住み慣れた地域なのではないかと思います。住み慣れた地域に自宅があり、

あるいは様々な事情や選択により施設にお住まいになる方もいます。ですが、施設に住んでいるからといって、隔離された暮らしをするのではなくて、住み慣れた地域の中で地域生活をする、そういうことになるのでしょう。だから住み慣れた地域で、自立した日常生活をする。そのためには何が大事なのかというと、何といたっても安心が確保されることです。このようなストーリーを描くと基本目標1, 2, 3が流れるんです。いかがですか。

横山 委員… 一つ聞いてもいいですか。施策の方向2-2「在宅生活をできるだけ続けるために」の事業は、ほぼ要介護とか要支援とかだと思います。在宅療養生活という書き方、「療養」を入れたらおかしいですか。なぜかということ、先ほどシルバー人材センターの事業がここに入るかどうかという話がありましたが、シルバー人材センターの事業は施策の方向1-1で、2-2には入らないのかなと。施策の方向2-2の事業を見ると全部が要介護の高齢者の事業だから、在宅療養生活としたほうがいいのかと思いましたが、そうすると限定されてしまうのかなとか。在宅生活ということ、健康で家にいる人もこの中に入るのかなと私は思いました。

佐藤 委員長… 療養ということ、どうしても病気の人というイメージをするでしょう。

横山 委員… はい、そうですね。

佐藤 委員長… 例えば、障害のある方で、病気で療養していません、だけど障害があるから要介護状態、そういう方もいらっしゃると思います。だから療養の対象者ばかりではないのかなと思います。WHO（世界保健機構）の健康の定義は、人々が病気でないとか、けがをしていないとか虚弱じゃないということばかりじゃなくて、たとえそういう状況にあっても、社会参加が十分できるなど、社会的に満たされた状態だということなんです。だから健やかな生活というのは、病気がないとか、けがしてないとか、そういう肉体的なことだけじゃないんですね。だからあえて療養と言って狭めるよりは、生活と言って広くとらえておいたほうがいいのかという感じが、私はします。皆さんはいかがでしょう。

玉井 委員… 対象者を限定したほうが事業をぶら下げやすいと思いますが、やはり考え方は委員長がおっしゃるような整理で、施策の方向2-1と2-2の事業を見て、どこを目指しているかというのが分かりやすいと思います。

荒木委員がおっしゃったように、シルバー人材センターの事業は施策の方向1-1だけではなく2-1も関わるとか、いろいろ思いましたので、一番じっくりくるところ、据わりのいいところにそれぞれ事業を置いたという考えでいけば、この形でもいいのかなと思います。あとは後ろのページで、施策の中で見せていくことで、市が何を狙っているかが伝わるのかなと思いました。

佐瀬 係長… 補足しますと、この施策の方向2-2の中の事業で、対象者が要介護の方ではないものがいくつもあります。例えば、高齢者生活支援ヘルパー事業は、

ヘルパーと書いてありますが、要介護・要支援の方は対象外です。また、高齢者自立支援住宅改修給付事業も、要介護認定で非該当となった方が対象です。高齢者寝具洗濯乾燥消毒サービス事業は、要介護であるかどうかは要件になっていません。一見、要介護の方向けのものに見えるかもしれませんが、実はそれが要件になってないものがいくつか入っています。

佐藤 委員長… 施策の方向だから、広めにとらえておいたほうがいいような気がします。あと、先ほど話に出たシルバー人材センターに私はすごく期待していて、シルバー人材センターで働く人が、すごく増えたらいいなと思っていますし、仕事の内容ももっと幅広く多様化したほうがいいなと思っています。それは自分の収入のために。例えば、言い方は悪いですが、民間営利企業で働く働き方だってあるわけじゃないですか。そうじゃなくて、シルバー人材センターに頼むということは、独特の意味合いがあるような気がするんですよ。言ってみれば福祉的な就労に近いのかなと思います。

内藤 委員… 荒木委員にお尋ねします。今、高齢者向けにスマートフォンやパソコンの操作の支援とか、音楽を演奏するとか、趣味の延長で参加して支援する、要はハードばかりではなくソフト、何かそのように楽しみが支援できるようなものを求めているものもあるかなと思いますが。

荒木 委員… そうですね。以前は、同好会といって、音楽とか、ゴルフの好きな人が集まったりとかいろいろやっていたのですが、ここ数年、同好会をやるとなると、事務局の応援がないと、なかなかうまくまとまらなくなって。ですが、事務局のほうで出席者の案内を出したり回答をとりまとめるということが全部できなくなったんです。だから同好会もできない。それで、廃止になってしまい、音楽とかゴルフとか、その他趣味の面の用意ができなくなりました。

内藤委員がおっしゃったように、音楽をやっている高齢者は結構多いです。ハーモニカ演奏で施設を回ったり、今、立ち上げようとしているのがギター演奏で、仲間を集めて、施設や学校へ行って演奏するといったことを進めているところです。仕事ばかりではなくて、そのような面をもっと幅広くやっ
ていこうという考えを持って進めています

佐藤 委員長… そういうことをなるべく長く続けることができ、だけど年齢を重ねれば、体がなかなか言うことを聞かなくなる。だから、その活動ができる間は誰かを支えて、活動できなくなったら支えられる、そういうことだってありますよね。支える側と支えられる側の関係を越える。シルバー人材センターに来てくれた人が、あなたのおかげで私は助かりました、とてもうれしい幸せな気持ちになりました、ありがとうございますということもあれば、シルバー人材センターの立場からは、いやいや、あなたのお役に立つことができ、私はとても幸せになりました、こちらこそありがとう、と。この、ありがとう、ありがとうの関係で同格で結ばれるということがいいことだなと思います。それは業者と消費者という契約の中では成立しない。やっぱりシルバー人材

センターならではと思うし、それが今後もっともっと伸びていったらいいなと思うんです。

荒木 委員… そうですね。シルバー人材センターも高齢化が進んでいます。ですからお辞めになった方の次がなかなか決まらなかったり。高齢者施設を回って音楽を演奏している方にいろいろお話を聞きますと、みんな喜んで、また来てね、いつ来てくれるのか言ってもらえて、やっぱり演奏する者として非常に心強い、うれしいと多々伺います。今、委員長がおっしゃいましたが、ぜひそういう活動を、持ち帰って事務局長にお話しして対応するようにいたします。

佐藤 委員長… そのほかよろしいですか。今日で、ほとんど体系が決まったと思います。第9期はこの方針でいくということで、あとは実務的に書き進めていただく。次回は原案を見せていただくというように進めることにしましょうか。

3 閉会

佐藤 委員長… 今日大変熱心な御議論をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして、第5回国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会を閉会します。